



江東区

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案) パブリックコメント(意見募集)を実施

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東区障害者計画」と「第7期江東区障害福祉計画」、「第3期江東区障害児福祉計画」の策定作業を進めています。このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、その概要をお知らせするとともに、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

素案に対するご意見をお寄せください

素案の全文は、区ホームページ、こうとろ情報ステーション(区役所2階)、障害者施策課窓口(区役所隣防災センター2階17番)、保健所および各保健相談所・出張所・図書館・区立障害者施設で閲覧できます。

寄せられたご意見や区の考え方は後日、区報・区ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、ご了承ください。

[区ホームページ](#)



意見の提出方法

区ホームページ、または①氏名②住所③年代④ご意見⑤区外在住で区内在勤・在学の方は勤務先名・学校名・所在地を記入し、郵送(区報掲載のはがき等)・ファクス・窓口で

問 障害者施策課施策推進係
☎3647-4749、FAX3699-0329

意見募集期間・今後のスケジュール

意見募集 ▶ 12/1(金)～22(金) 必着
計画策定 ▶ 令和6年3月

区民説明会

計画素案の説明会を開催します。

時 場 下表のとおり ㊟ 当日直接会場へ

各回ともすべて同じ内容
手話通訳・要約筆記もあり

開催日	時間	場所
12/12(火)	14:00～15:00	豊洲文化センター第2研修室 (豊洲2-2-18豊洲シビックセンター8階)
12/14(木)	14:00～15:00	総合区民センター7階第5会議室(大島4-5-1)
12/15(金)	19:00～20:00	江東区文化センター6階第1・2会議室(東陽4-11-3)
12/20(水)	14:00～15:00	江東区文化センター5階第6・7会議室(東陽4-11-3)



▲手づくりショップ「るーくる」に実習に来ていた通所施設の利用者の方

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(素案)の概要

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成30年に障害者計画、令和3年に第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、施策を推進してきました。このたび計画期間満了にあたり、国の動向、施策の実施状況、現状・課題等を踏まえ新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基本法に基づく障害者施策の基本指針です。また、「江東区障害福祉計画」は障害者総合支援法に、「江東区障害児福祉計画」は児童福祉法に基づく計画で福祉サービスの必要見込量等を設定するものです。

3 計画の期間

障害者計画は令和6年度から6年間、障害福祉計画と障害児福祉計画は令和6年度から3年間とし、社会情勢の変化や国の方針変更等により必要に応じて見直しを行います。

第2章 本区の状況と課題

本区は人口増加に伴い障害者の人数も増加傾向にあります。また、令和4年度江東区地域生活に関する調査(障害者実態調査)の結果等から、親亡き後に対応した体制整備、支援等の充実、障害特性に応じた就労機会や雇用の場の拡充、学校や地域における障害理解を深める場や機会の充実等の課題があります。

第3章 基本理念、基本目標

本計画では3つの基本理念を掲げ、基本目標、施策の柱について、下表のように体系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱
共生社会の実現	ともに支えあう地域社会の構築 自立した生活を支える支援の充実	1 共生の基盤づくりの推進
		2 相談・コミュニケーション支援の充実
障害者の自立支援	就労と社会参加の推進	1 生活を支えるサービスの充実
		2 保健・医療の充実
安心して暮らせる社会の実現	配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実 安心して暮らすことのできる環境の整備	1 雇用・就労の促進
		2 地域における社会参加の充実
		1 ニーズを踏まえた支援の充実
		2 ライフステージに応じた支援の充実
		1 安全・安心な生活環境の確保
		2 やさしいまちづくりの推進

第4章 施策の方向と展開

基本目標1 ともに支えあう地域社会の構築

障害に対する知識と理解を深めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進することで、障害の有無に関わらず、誰にとっても選択肢のある寛容な包摂社会の実現を目指します。

1 共生の基盤づくりの推進

- (1) **障害理解の促進** 「障害者週間」等における啓発・広報活動の推進
- (2) **障害理解のための教育の充実** 福祉教育プログラム等を通じた、障害理解の促進と、福祉の心や実践力の育成
- (3) **地域の支えあいの推進** サロン活動やボランティア活動等を通じた、地域の支えあいの体制の構築

郵便はがき



差出有効期間
令和5年12月
28日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所 障害福祉部
障害者施策課 施策推進係 行

東陽四丁目11番28号
(受取人)

